

多子世帯への生活支援特別給付金の支給について

子育て世帯の中でも特に物価高騰による負担が大きい多子世帯（平成14年4月2日から令和8年2月28日までの間に出生した者（以下、「大学生年代以下の子」という。）を3人以上養育している世帯）の経済的な負担軽減を図るため、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を使い、当該世帯の3人目以降の子に対し、1人当たり1万円（1回限り）を支給します。

※支給の例：子3人の場合は1万円、子5人の場合は3万円となります。

1. 支給対象者と支給方法

申請できる方は、栃木市内に住所を有していること。全体で2,200人程度を想定。

対象者の区分	支給方法
(1) 令和7年3月31日時点で大学生年代以下の子を3人以上養育していた世帯で、栃木市から児童手当を受給していた方	申請の必要なし (プッシュ型給付)
(2) 令和7年4月1日から令和8年2月28日までの間に3番目の子が出生・転入等により、大学生年代以下の子を3人以上養育することになった世帯で、栃木市から児童手当を受給することになった方	申請の必要なし (プッシュ型給付)
(3) 上記以外で、大学生年代以下の子を3人以上養育する世帯の方 (※1)	申請の必要あり (プル型給付)

※1. ①大学生年代以下の子を3人以上養育している公務員の方
②大学生年代の子を3人以上を養育している世帯の方 など
その他、受給できるか判断に迷うケースの場合は、個別に検討する。

2. 支給スケジュール等

時期	内容
令和7年8月中旬	支給対象者へ通知
令和7年8月20日	申請の必要がある方の申請書受付開始（～令和8年3月2日）
令和7年9月下旬	プッシュ型給付対象者に初回の振込予定（※2）

※2. 申請者の児童手当の振込口座、または申請者が指定した本人名義の口座に振込予定。
プル型給付の対象者には、原則として毎月下旬に振込みを行っていく予定。

3. 予算額（繰越明許）

26,000千円 財源：国交付金（10/10）

【問合せ先】

子育て総務課 地域子育て係
担当：高橋、福田、田中
電話：0282-21-2221・2222